

関係者各位

豊橋市長寿介護課

統一様式健康診断書の使用時の注意点

- 本診断書の使用を義務付けるものではありません。(介護施設より提出の求めがあった際に利用してください。)
- 胸部レントゲン撮影について
 - ・原則必須とし、6ヶ月以内に撮影しており特に変化のない場合は、その所見に基づき記入して下さい。但し診断書は、記載日より1年間有効とします。
 - ・陈旧性肺結核を有する場合は記載して下さい。
 - ・在宅、身体状況、設備上の都合で実施できない場合は、自他覚所見や他の検査所見から、呼吸器疾患の有無についてコメントをお願いします。
- 特記事項について
 - ・医師が有用と判断した情報を記入して下さい。特に感染症については肝炎ウィルス検査の実施歴があり、新たな感染が疑われない場合、既存のデータがあれば利用して下さい。
 - ・また、医療処置中で感染が疑われる場合は抗菌薬耐性の感染巣がある場合などに限り、細菌検査を実施して下さい。
 - ・疥癬を疑う皮膚所見や症状があれば、皮膚科受診等で確定診断をつけて下さい。
- 利用者の経済的負担及び医療従事者の業務負担の軽減のため、診断書作成の時点で複写することへの同意を得るよう、ご協力をお願いします。また、実際に複写する際にも、記載医師に複写の同意を得ることとします。
- 複写は必ず原本から行い(複写の複写は不可)、複写実施者名、複写実施日、記載医師確認日を記載・捺印します。
- 原本の管理は、本人及び家族、或いは本人から文書で委託を受けた介護支援専門員が行うようにして下さい。
- 本診断書は、介護施設の利用申込み時のみ使用するものとし、個人情報の取り扱いには十分注意して下さい。

【参考】厚生労働省「運営基準等に係るQ&A」より抜粋

「利用申込者の負担軽減の観点からも、第一にサービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供といった現行制度の活用に務めることが望ましい。なお、事業者が安易に健康診断書の提出を求めるといった取扱いは適切でない。」

以上